

議会対応業務にかかる執行部提案について（補足説明資料）

1 本会議・委員会への出席者の簡素化

① 議案質疑のための本会議への出席者の縮小

知事・副知事・危機管理統括監と該当する部局長のみの出席としたい。
（関連質問がなく、質疑の対象となる議案等の提出部局が予め特定できるため）

〈通常の出席説明員〉

知事、副知事、危機管理統括監、
各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、公安委員会委員長、警察本部長、
選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、代表監査委員、
人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長

② 本会議の執行部連絡員の縮小

総務部財政課長と警察本部総務課長の2名に縮小したい。

〈現在の執行部連絡員〉

危機管理副統括監、戦略企画部副部長、総務部副部長2名、総務部財政課長、
教育委員会事務局副教育長、警察本部警務部総務課長 の計7名
※議運の申合せでは、9名の範囲内で在室を認めている。

③ 予算決算常任委員会総括質疑への出席者の縮小

知事、副知事、危機管理統括監及び原則として部局長、副部長としたい。

〈現在の総括質疑の出席者〉

知事、副知事、危機管理統括監、部局長	25名		
各部局副部長	18名		
各部局総務課長等	13名	計	56名

2 本会議における発言通告提出期限の早期化

発言通告の提出期限を質問日前々日の17時から13時に変更していただきたい。
（通告提出が早くなれば、答弁に該当する部局が早い時間に特定でき、業務を計画的に進めることができるため）

〈現状〉議運の申合せにより、質問日前々日の17時を提出期限としている。

3 提出資料等の簡素化

議案審議や委員会調査のために提出する資料について、資料自体の省略や内容の簡略化など、業務の効率化の観点から見直しを検討していただきたい。

なお、今後、状況の変化に対応し、適時提出資料等の見直しにかかる提案の機会をいただきたい。

常任委員会等への提出資料についても各部局で適時見直しを進めることとしたので、今後、具体的な資料の見直しについて、委員会担当書記を通じて提案・相談させていただきたい。

4 資料等の提出期限の設定について

各議員からの参考資料の請求について、時間外勤務削減の観点から余裕を持った期限の設定をお願いしたい。

また、夏季や年末年始、ゴールデンウィーク等、職員の休暇取得を促進している期間の資料請求については、特段の配慮をお願いしたい。

職員に対して休暇取得を促進する期間等について情報提供をさせていただくので、余裕を持った提出期限の設定をお願いしたい。